



「わが家の防火診断」をいまいちど

老人家庭は町消防団員が点検

十二月は、火災予防月間。
町消防団は、この月間行事の一つとしてひとり暮らしの老人家庭の防火診断をしました。

現在、町内のひとり暮らし老人は五十二人。このうち身体の弱いとみられる四十人を対象に、団員が二～三人ずつ組みをつくっての家庭訪問。「おばあちゃん、灯油はどこに置いている?」「ガスコンロはどこ?」というように、点検カードの質問事項にそっての確認。電気のタコ足配線をしていないか、ショートしそうなところはないか、確認事項は十八項目にわたりました。点検の結果、どの家もほとんど合格でしたが、「ガスコンロの栓をよく締めようね」「こたつはつけっ放しにしないように」など指導もしました。

みなさんのお家ではどうでしょうか。「わが家の防火診断」をされてみてはいかがでしょう。

(写真は老人家庭で防火診断する消防団員)

料金表など水道条例を一部改正

1月検針から適用へ

新 料 金 表

(昭和57年2月1日施行)

メーター口径別	基本料金 (一か月)	従量料金 (一立方メートルにつき)		
		第一段	第二段	第三段
十三 ミリメートル まで	八立方メートル 以上三〇立方メ ートル以内	九立方メートル 以上三〇立方メ ートル以内	三立方メートル 以上一〇〇立 方メートル以内	一〇一立方メ ートル以上
二十 ミリメートル まで	八立方メートル 以上一〇〇円 につき	一立方メートル につき	三立方メートル 以上一〇〇立 方メートル以内	一〇一立方メ ートル以上
二十五 ミリメートル まで	八立方メートル 以上一〇〇円 につき	一立方メートル につき	三立方メートル 以上一〇〇立 方メートル以内	一〇一立方メ ートル以上
四十 ミリメートル	二、〇〇〇円	一立方メートル から三〇立方メ ートルまで	一立方メートル につき	一七〇円
五十 ミリメートル	二、五〇〇円	一立方メートル につき	一立方メートル につき	二二〇円
七十五 ミリメートル	四、九〇〇円	一立方メートル につき	一立方メートル につき	二二〇円

十二月十日から十九日まで開かれた第四回定例町議会で阿知須町簡易水道条例の一部を改正する条例が可決されました。内容は料金表と施設整備納付金の改正。納付金の改正は水道使用者の負担の公平をはかるために新たに給水装置を新設、またはメーターの口径を増径しようとする人から施設費の一部を負担していただくのが大きな理由です。

水道メーターの使用料も料金表の中に組み入れようとするものです。実施は一月一日からの検針に適用、二月分の水道料から納付していただくことになりました。

料金改正の主な理由は、宇部市の水道料金が三九・一%引上げられ、一立方メートル当り、現行六十四円が八十九円に改められたことや、新しい水道施設整備費の償還金に当てるための財源に充当するためです。現在、本町の水道は一日千五百立方メートル程度、給水して

いますが、そのうち千二百立方メートルを宇部市から買います。それを各家庭等に配っています。一般家庭の平均使用量は月平均十八立方メートル、千九百九十四円程度ですが、新料金表ではこれが、一五・六%アップの二千三百円程度になる計算です。また施設整備納付金(加入申込金)は一律に三万円でしたがこれは水道管の口径によって差がつくことになりました。したがって一月中に申込みとお得です。新料金は次のとおり

施設整備納付金額一覧表

(昭和57年2月1日施行)

メーター口径別	施設整備納付金額
十三ミリメートル	四〇、〇〇〇円
二十ミリメートル	一〇〇、〇〇〇円
二十五ミリメートル	一七〇、〇〇〇円
四十ミリメートル	五四〇、〇〇〇円
五十ミリメートル	八〇〇、〇〇〇円
七十五ミリメートル	二、〇〇〇、〇〇〇円

お済みですか

水道管の冬じたく

冬は水道管の水が凍り、管や蛇口を破裂させるといった事故が起こります。

凍結しやすいところは、水道管がむき出しになっているところ、北側にあるところ、風当りの強いところです。凍結をしたら水に不自由するばかりでなく、余分な出費をすることになります。

凍結防止の方法としては、屋外にある水道管などむき出しのところには布や発泡ウスチロールなどをしっかりと巻き、さらにこ

の上からビニールなど巻くと効果があります。その他、少しずつ水を出すことによつて凍結を防ぐこともできます。

もし、凍結して水が出ない時は凍っているところにタオルや布などを巻き、その上からぬるま湯を少しずつかけます。熱い湯を急にかけると水道管が破裂するので注意しましょう。

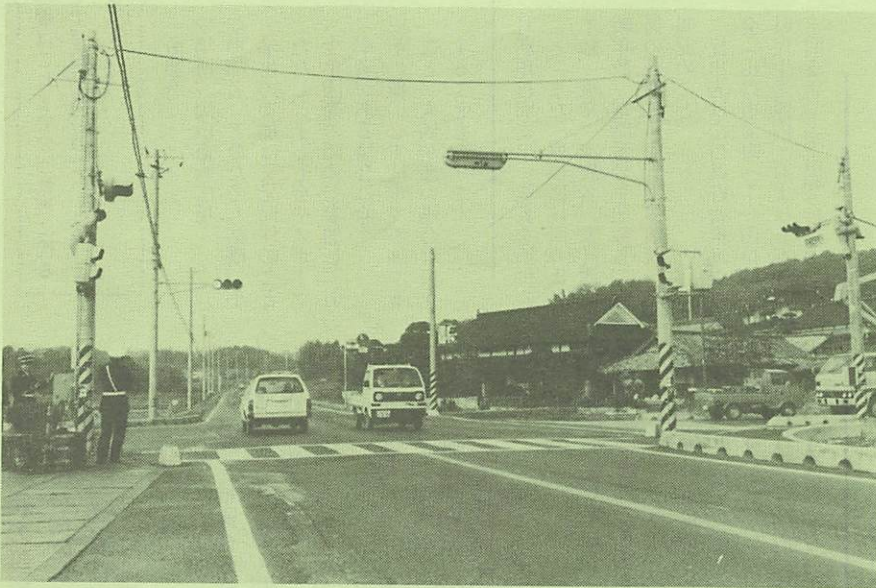
また、水道管が破裂した時はその部分を布などで巻きつけ、応急手当てをして、町の指定業者に修理を頼みましょう。



町内で6番目の信号機設置

農協スタンド西(野口)の十字路

12月5日に農協スタンド西(野口)の十字路に半感应式信号機が設置されました。これは山口県公安委員会が第3次交通安全等整備事業に基づいて設置したもので、最近の交通量の増加に伴う事故を防ぐためのものです。これで、町内での信号機は6か所となりました。(写真は新設の野口信号機)



飲酒運転に気をつけよう

年末年始……忘年会や新年会などで

年末や年始は忘年会や新年会などお酒を飲む機会が多くなり、同時に飲酒運転による交通事故も増えてきます。「飲むなら乗るな、乗るなら飲むな」の原則を守りましょう。

飲酒運転の実態をみると、アルコールの影響を理解せずに、「あまり酔っていないから」

とか「少ししか飲んでいないから」と答えるドライバーが多くなります。アルコールは一種の「マヒ剤」となって、運転に必要な「認知」「判断」「実行」の能力を低下させます。

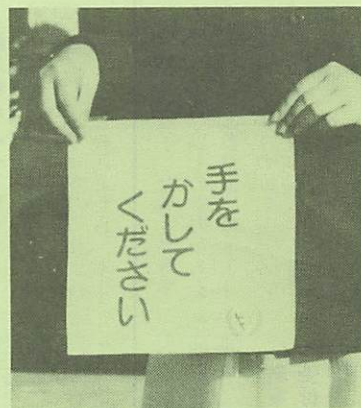
道路交通法では、アルコールの量の程度を問わず、すべての飲酒運転を禁止しています。それをつけましょう。

また、飲酒運転で罰せられるのは、ドライバーだけではありません。これから車に乗ろうとする人に酒を提供したり、勧めたりすることも禁じられています。くれぐれも飲酒運転には気をつけましょう。

して、酒気帯び運転や飲酒の影響で正常な運転ができない状態であれば運転免許は停止されます。

ご存知ですか 「黄色いハンカチ運動」

みなさんは「黄色いハンカチ運動」をご存知ですか。身体障害者が街頭や建物の中で黄色いハンカチを広げたら、



近くにいる人はすぐ手を貸してあげようという運動です。このハンカチには「手をかして下さい」と書いてあり、身体障害者なしに使っていただくのべよとするとするのがねらいでことしの四月から広島県の身障者グループが提唱、次第に運動の輪が広がっています。

黄色いハンカチは町社会福祉協議会にあります。身障者でこれを使いたいという方はお申出ください。無料です。電話 二〇二二、有線四八九五。

使い終えた廃油

は生ごみと一緒に

お宅では食べ物の残りかさや天ぷらの廃油はどうしておられますか。

食べ物の残りかさや天ぷら廃油を流しに棄てると、河川や海などの汚染の原因となります。

そこで、使い終えた廃油の捨て方について述べてみましょう。

生ごみと一緒に捨てよう

①新聞紙や布切れにしみこませてほかのごみと一緒に燃やします。

②燃やさないときは、廃油をしみこませた新聞紙や布切れを生ごみと一緒にポリ袋に入れて、ごみ処理すること。この際、注意したいのはたっぷり新聞紙などにしみこませる。

③土の中に穴を掘って埋める

しみこませる量が少ないとちよつとした火の気で発火する場合がありますから注意しましょう。また、高温のまま捨てるのは禁物です。常温に冷えるまで待ち、ポリ袋に入れてしっかりと口を閉じてから出すようにする。



Smokin' Clean

すくすく 煙火マナー

ちよつとした心づかいも味のうち

日本専売公社

図書のご利用を

県立図書館で貸出し

県立図書館では読書会のテキストなどに利用できる図書として次の本をお奨めしています。

▽悪徳もまた(宇野千代著)▽人間万事塞翁が丙午(青島幸男著)▽小さな貴婦人(吉行理恵著)▽中原中也詩集(大岡昇平編)▽子ども文化人類学(原ひろ子著)▽初めての愛(坂上弘著)

希望者は県立図書館(山口市後河原字松柄一五〇一)電話 山口②二二二二へ電話かハガキでお申込みください。二か月間利用できます。



この欄はこれまでの回覧板に代るものです。お見逃しのないよう、よくご覧下さい。

元旦に集う会

岡山霊廟に集合

町公民館では、町民みんなで初日の出を拝み、一年間の健康と活躍を祈ろうと「元旦に集う会」を実施します。日時、場所等はつぎのとおり。

▽日時 一月一日午前六時五十分

家計簿の体験談募集

締切りは二月末日

貯蓄増強中央委員会と山口県貯蓄推進委員会では家計簿の普及をはかり、計画的な貯蓄で家庭生活の安定と向上をはかろうと、「わが家の家計簿」体験談を募集しています。期間は二月末日まで。

原稿内容は

- ・家計簿をつけはじめた動機や記帳上の苦心談
- ・家計簿を継続してつける工夫や家族の人の協力の模様
- ・家計簿で発見したムリやムダ
- ・家計簿によって予算生活をした結果、生活の仕方に生じた変化

家計簿をもとにした、これからの生活設計
グループによる家計簿記帳の勉強ぶりなど、家計簿記帳に関するもの
となっており、四百字詰原稿用紙五枚以内に記入し、簡単な

ぜひ郵便受箱の設置を

郵便局からのお願

郵便局では郵便物を確実に各家庭に届けるために郵便受箱の設置を訴えています。

特に、年末年始は非常に多くの郵便物が差し出される時期です。郵便物が確実に早く届くよう受箱の設置を心がけましょう。受箱は阿知須郵便局で扱っています。

なお、受箱には必ず家族全員の名前を書いておきましょう。また、郵便物のあて先は町名、番地だけでなく行政区(地区名)などなるべくくわしく書くようにしましょう。

日本国籍がなくても国民年金に加入できます

国民年金は二十歳以上六十歳未満の人で、厚生年金などの公的年金制度に加入していない人を対象に設けられている制度ですが、これまでは国内に住所を有するが日本国籍がないため国

民年金に加入できなかった人も来年一月から国民年金に加入できるようになりました。現在の保険料は一月四千五百円(来年四月から五千二百二十円)。

また、児童手当についても認定請求をすれば手当(昭和五十七年六月支払いから)を受けることができるようになります。

国民年金や児童手当についての問合せは町住民課(有線二二二二)へ。

暖房用電気器具の取扱いに注意を

寒さが増してホームゴタツや電気毛布が盛んに使われる季節となりました。

暖房器具による火災の発生が心配される場所ですが、中国電力では暖房用電気器具の取扱いについて次のような注意を呼びかけています。

- ・横にしたり、さかさにしたり、洗たく物を乾かささない
- ・乳幼児や老人には温度に注意

学校教育を修了した者③高等学校卒業と同等以上の学力がある者となつています。大学入学者選抜共通一次学力試験の受験は不要。

万円未満」が「八十万円未満」となっています。

また、認定の対象者が六十五歳以上の高齢者、または、厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者

国民健康保険についての問合せは町保健衛生課(有線二二二二)です。

職業訓練指導員の試験 受付は一月九日まで

県では職業訓練指導員の試験を一月二十八日(木)午前十時から行います。

実施職種は造園、機械、溶接、自動車整備、洋裁、和裁、建築、ガラス施工の八科。

受験資格は技能検定一級合格者(溶接、自動車整備を除く) 受付は一月九日(土)まで。

する
・ヒューズが切れたら温度ヒューズを使用する
・畳の上に直接置かず、ジュータンを敷き厚手の掛ぶとんをかける
〔電気毛布〕
・自分で温度調節のできない人は使用しない
・体に巻きついたり、折り重ねたりしない
・差込みプラグを抜くときはコードだけを引っ張らず、プラグをもって抜く。

ガレキ等は所定の場所へ捨てよう
最近、ごみバックへのごみの持出しで乱れている所があるようです。特に、年末はごみが多量に出ます。ごみは指定日に指定のものを持出すようにしましょう。また、ガレキ等についても所定の捨て場へきちんと捨てるように心掛けましょう。

受験の手続きや内容についての問合せは県商工労働部職業訓練課へどうぞ。

職業訓練指導員の試験 受付は一月九日まで

県では職業訓練指導員の試験を一月二十八日(木)午前十時から行います。

実施職種は造園、機械、溶接、自動車整備、洋裁、和裁、建築、ガラス施工の八科。

受験資格は技能検定一級合格者(溶接、自動車整備を除く) 受付は一月九日(土)まで。



- 25日 洋裁教室(前九時半) あじのす大学(後一時半)
- 28日 役場ご用納め
- 29日 ごみの持出し期限
- 公民館メモ